

# 法律相談



相続、23

愛知県弁護士会 協会顧問弁護士 楠田堯爾

## 遺言と相続登記など

1 最近の相談事例から、「眼から鱗」の話をします。自筆証書遺言です。

2 被相続人（遺言者）Xには、子3人（A、BおよびC）の相続人がいます（配偶者=妻もいるのですが、簡略化するために妻はないものとします）。

3 被相続人（遺言者）Xは、名古屋市某区某町に土地2筆とその各土地上にマンション2棟を有しています（以下甲土地上に存するマンション甲、乙土地上に存するマンション乙。これらを物件甲および物件乙と略称）。

4 自筆証書遺言の中味は、①物件甲は長男Aに、②物件乙は三男Cに相続させる。③各マンションの借金はそれぞれもらった者の負担とする。④二男Bには現金1000万円を与え、借金は負担させないというもの。

その書き方が問題でした。（①および②については、マンションの建物とその敷地を登記簿謄本どおりに正確に特定して書かないで、マンションの通称で、『〇〇マンションとその敷地を長男Aに、△△マンションとその敷地をCに相続させる。Bには1000万円を与える。』との記載です（借金については別に述べます）。

5 まず、なんのために遺言するかを考えましょう。それは、自筆証書遺言でも公正証書遺言でも、遺言者=被相続人Xの意思（遺志）が、だれの手を経るまでもなくその遺言書だけで実現されることです。ただし、状況によって仮に遺言書だけでこれができなくても（登記等ができなくても）そのとおりの（遺言どおりの）相続ができれば次善の策としてはよいでしょう。

6 しかし、マンションの通称だけの記載で最終的に遺言者の意思（遺志）としてこのマンションを相続人Aにやりたいということは実現されるとして

も、遺言書だけで相続登記はできません（公正証書遺言ならこんな登記できないようなミスはありませんが今回のテーマでない）。ではどうするか。不動産は、いくら面倒でも登記簿謄本（現在事項証明書）どおり正確に記載することです。これが「眼から鱗」です。遺言書だけで相続登記をするにはこれが要諦です。相続人間において〇〇マンションといえばあのマンションのことだと間違いなく共通の認識が得られても、登記は別問題です。

7 ただし、登記簿謄本をとりつけ、登記簿謄本にしたがって遺言書を書く余裕がないほど切迫している場合は（要するに死にそうなときは）、最終的に遺贈（受遺）について目的が達成されることが先決で、登記まで考えて時機を失すべきでないことは言うまでもありません。

8 次の問題は借金（債務）に関する遺言です。遺言書で、遺言者が借金をAだけが全部負うようにと遺言してもそうはいきません。相続人間で借金全額はAが責任をもって支払いBおよびCは借金を負わないと遺産分割の協議をしてもそれはダメです。考えてもみてください。本件から離れて仮定しましょう。Aはスカンピングのホームレス。BおよびCは資産を有する大金持ちとします。債権者からすれば、相続人の話し合または債務者（遺言者）の遺言に従わなければならないとするならば、そんな不合理なことはありません。債権者はAから債権を回収できないではありませんか。結局債務（借金）は債務者である遺言者や相続人の協議では決められないということです。債務は遺言や遺産分割協議と関係なく、法定相続分に応じて相続人に引き継がれる（承継される）ということです。ただし、債権者と相続人の協議でA、B、Cの誰が相続債務全額を引き受け、誰が免責されるかを話し合うことは可能です。冒頭の遺言にはこの考え方方が欠落していました。